

障害者に関するマークについて

<p>国際シンボル マーク（障害者）</p>		<p>国際シンボルマークは、全ての障がい者が利用できる建築物・施設・公共輸送機関などであることを示す世界共通のマークです。<b>駐車禁止を免れる・障害者専用駐車場が優先的に使用できる等の証明にはなりません。</b></p>
<p>身体障害者標識</p>		<p>初心者マークや高齢者標識と同様のもので、障害者が運転する時に使用する標識です。道路交通法で定められており、義務ではありませんが、標識をつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は罰せられます。 購入は、成田交通安全協会 電話 26-6720</p>
<p>聴覚障害者標識</p>		<p>「聴覚障害者標識」の表示は、ワイドミラーの装着を条件に免許を取得した者が対象となります。標識を表示した自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。</p>
<p>国際シンボル マーク（盲人）</p>		<p>盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮についてお願いいたします。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p>		<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。現在では公共の施設や交通機関はもちろん、民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p>
<p>耳マーク</p>		<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてお願いいたします。</p>
<p>オストメイト</p>		<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。このマークは、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
<p>ハートプラス マーク</p>		<p>「身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に障害がある人」を表しています。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてお願いいたします。</p>
<p>筆談マーク</p>		<p>聴覚障がいや音声言語障がいがある人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、公共及び民間施設等で筆談による対応が可能なところが掲示しています。</p>
<p>手話マーク</p>		<p>聴覚障がいのある方等が手話でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、公共及び民間施設等で手話による対応が可能なところが掲示しています。</p>